

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年6月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年6月17日から令和7年7月1日まで一般の縦覧に供します。

令和7年6月17日

川崎市長 福田 紀彦

| 道路の種類 市 道    |                     |     |
|--------------|---------------------|-----|
| 路 線 名        | 供 用 開 始 の 区 間       | 備 考 |
| 菅生<br>第320号線 | 川崎市宮前区水沢3丁目2834番40先 |     |
|              | 川崎市宮前区水沢3丁目2834番53先 |     |